

十日町民商ニュース

2022年3月 vol.399

☎025-757-2509

㈹025-752-5679

tokamachi.minsho@gmail.com

〒948-0037 十日町市妻有町東1-404-11

R4年度は雇用保険料率の2段階引き上げ

コロナウイルスによる雇用調整助成金や失業保険などの給付で財源が枯渇しているため、雇用保険料率の改定が令和4年度の分に関して2段階の引き上げが行われます。今年3月までは一般の事業では労働者0.3%、事業主0.6%の雇用保険料率で合計0.9%でしたが、4月～9月は労働者は変更なし、事業主は0.35%の合計0.95%となり、さらに10月以降は両方の料率が上がり、来年の3月まで1.35%と二段階の引き上げになります。事業主は支払う雇用保険料が増える、従業員から預かる雇用保険料を10月以降多く預かるなど変更点がありますので覚えておきましょう。

2022年4月&10月 雇用保険料率の引き上げ

	~R4年3月	→	R4.4月～9月	R4.10月～
労働者	0.3%		0.3%	0.5%
事業主	0.6%		0.65%	0.85%

飲食店の時短協力金の申請について

第2期（2月14日～3月6日までの分）の時短協力金の申請が開始されました。十日町市、津南町ともに申請期限が短く、18日（金）までとなっていますので、期限内に申請を出しましょう。第1期分（1月21日～2月13日分）を出している方は申請自体は簡単になっていますので、申請要領をしっかりと読んで提出するようにしましょう。

新潟県飲食関連事業者等を対象とした事業継続支援金

令和4年1月21日以降のまん延防止等重点措置枠として、直接かつ継続して商品・サービスを提供している法人又は個人（タクシー・運転代行・農林業業者含む）への支援金があります。支援金額は1店舗or1事業所を経営する事業者は20万円、複数店舗又は事業所を経営する事業者40万円となっています。

要件としては、事業者全体の売上高について、令和4年1月から3月までのいずれか1か月において、前年（または前々年）同月比で20%以上減少していることとなっていて、申請期限5月31日（火曜日）までです。飲食店以外！

※第1弾の支援金（対象期間：令和2年12月～令和3年8月）、または第2弾の支援金（対象期間：令和3年7月～9月）を貰っていても申請可。